



三次市立吉舎中学校
進路通信 第20号
令和 3年 8月 31日
1・2年生用

☆令和5年度から公立高校の入学選抜制度が変わります

令和5年度の公立高等学校入学選抜（令和5年2～3月実施）から制度が大きく変わります。現在の中学2年生からがその対象で、「広島県の15歳の生徒にどのような力を付けさせたいか」という観点から、入学選抜制度が大きく変わります。

☆主な4つの変更点

- ①生徒自らが志望校を選べるように各高等学校の教育目標や実施内容（実施する検査の項目や配点）等を事前に公表します。
- ②調査書は、志望校・氏名・性別・学習の記録（評定）の4点に簡素化します。
- ③「選抜（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）」を、「一次選抜・二次選抜」の2回とし、入学選抜に係る期間を短縮します。
- ④受検生全員に、面談方式で「自己表現」を実施します。

☆選抜の方法は

学力検査：調査書：自己表現＝6：2：2 → 比重の合計が「10」になる。
※「特色枠による選抜」では、例えば、4：4：2のように、比重が異なる場合もあります。

新しい入学選抜には、一次選抜（一次募集）と二次選抜（二次募集）があります。一次選抜では、「一般枠による選抜」と、入学定員の50%以内で、学校・学科の特色に応じて実施する「特色枠による選抜」の2通りの選抜方式があります（「特色枠による選抜」を実施しない学校もあります）。以下の内容は、全ての学校・学科で実施する「一次選抜」の「一般枠による選抜」のものです。「特色枠による選抜」の内容は、学校・学科ごとに異なりますので、必ず入学選抜実施内容シートで確認してください。※令和4年3月に具体的な入学選抜実施内容シートが公表されます。

【学力検査】

- ・ 配点は、国語・社会・数学・理科・外国語（英語）の5教科×50点 （250点満点）
- ・ 特定の教科の配点を他の教科より高くする傾斜配点（2倍を超えない範囲）もあります。また、学校があらかじめ定める教科のみを活用して実施することができます。

【調査書】

- ・ 中学校の校長が作成し、受検する高等学校へ提出します。
- ・ 中学校3年間の「学習の記録」は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語の9教科を5段階で評定します。
- ・ 「学習の記録」の学年間の比重は、第1学年：第2学年：第3学年 ＝ 1：1：3
第1学年（45点）：第2学年（45点）：第3学年（135点） （225点満点）

【独自検査】

学科やコースによっては、特色に応じて実技検査や作文などの独自検査を実施する場合があります。

【自己表現】

- ・ 自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現します。
- ・ 受検生は、受検会場で「自己表現カード」を作成。翌日、面談方式で実施します。

1 実施方法

(1) 実施形態

原則として、個人ごとに面談形式で実施する。

(2) 検査官の人数

2～3名の範囲内で、高等学校長が定める。

(3) 自己表現の内容及び方法

受検者は、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標等について、自分で選んだ言葉や方法で表現する。

(4) 実施の流れ（一次選抜の場合）

受検者は、第1日目の一般学力検査終了後、各検査会場において【別紙】に定める自己表現カードを作成し提出する。高等学校長は、第2日に当該カードを活用した自己表現を実施する。（ただし、各高等学校長及び志願状況等により第3日目に実施することがある。）なお、提出された当該カードについて、高等学校長は、その写しを第2日目の自己表現の実施前に受検者に返却する。

自己表現カードの作成時間及び自己表現の時間は次のとおりとする。

ア 自己表現カードの作成時間

30分

イ 自己表現の時間

5分程度

ウ 自己表現後の質問・回答及び時間

検査官は、受検者が自己表現した内容に対する補足的な質問を2問程度行う。
時間は、受検者がそれぞれの質問に回答する時間を含めて3分程度とする。

エ 1人当たりの自己表現にかかる総時間

10分程度（自己表現5分、質問・回答3分、入退室2分）を基本とする。ただし、各高等学校長及び志願状況等により多少前後することがある。

その他

(1) 持ち込み可能なもの及び実施可能な表現方法

広島県教育委員会は、持ち込み可能なもの及び実施可能な表現方法等について、基本的なガイドラインを事前に公表する。

志願者で、持ち込み及び配慮が必要な表現方法（大きな音が出るもの、広い場所を必要とするもの等）による受検を希望する者は、事前に志願先高等学校長に申告する。

(2) 特別措置

志願者で、障害等を理由に特別措置を希望する者は、事前に入学選抜に関する特別措置願を、必要に応じて志願先高等学校又は、志願先高等学校を所管する教育委員会に提出する。